

相川七浦地区の避難場所の取り扱いについて

日頃より、市政の取り組みに対しまして、ご理解ご協力を賜りますことに厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年3月末をもちまして、閉校及び閉園しました地区内の公共施設について、災害等が発生した際の避難場所としての取り扱いを決定いたしましたので、ご承知おきください。

記

No.	施設名	避難所種別	地震	津波	土砂災害	洪水
1	旧七浦小学校体育館	指定緊急避難場所 ※1	○	○	○	○
			屋内避難可能			

※1 指定緊急避難場所とは

➡市が指定する、災害等の危険が切迫した緊急時において安全が確保された一時避難場所(一定の避難生活を想定した施設ではありません)

【注】旧七浦小学校体育館は、令和8年4月以降、閉校に伴い電気・ガス・水道等は廃止しておりトイレも使用できません。

No.	施設名	避難所種別	地震	津波	土砂災害	洪水
2	旧稻鯨保育園	地区避難所 ※2	○	○	○	○
			屋内避難可能			

※2 地区避難場所とは

➡災害及び地域の状況により、地域独自に開設する場所又は施設

お問い合わせ
佐渡市役所 防災課防災安全係
担当：佐々木
電話：63-3125（直通）